平成２８年（フ）第１９号
岡山県赤磐市桜が丘東６丁目６番地427
債務者　加茂　悦子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１６３号
東京都練馬区高松６丁目19―26　プランドール・光が丘Ｅ号
債務者　芹澤加奈子（旧姓田口）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１６４号
東京都足立区平野３丁目３－３　プラム梅島Ａ203
債務者　伊集院和雄
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１１６５号
神奈川県鎌倉市笛田３丁目19―24
債務者　橋本　正好
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1300番地１―106号
萩園サンハイム
債務者　長谷川静夫
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１号
神奈川県茅ヶ崎市萩園1300番地１―106号
萩園サンハイム
債務者　長谷川恭子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５８号
横浜市神奈川区片倉１丁目17番38―301号
債務者　豊田　敬明
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２３号
横浜市保土ケ谷区初音ケ丘41番４―202号
債務者　熊倉美紀子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３２号
横浜市南区睦町１丁目27番地　民衆館
債務者　加藤　正人
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２号
大分県宇佐市大字四日市886番地の４　フォールシャンスⅢ　101号
債務者　田村　賢司
1　決定年月日時　平成28年２月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月28日午後１時50分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第３７４号
愛知県岡崎市竜美南４丁目７番地６　アーバンヒル竜美Ｂ－203、前住所愛知県岡崎市明大寺町字大坈１番地22　レゾンシティ竜美丘404
債務者　誠興業こと　原田　哲也
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第３７５号
愛知県岡崎市竜美南４丁目７番地６　アーバンヒル竜美Ｂ－203、前住所愛知県岡崎市明大寺町字大坈１番地22　レゾンシティ竜美丘404
債務者　原田　美保
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午前10時15分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
東京都江東区南砂６丁目７―50―105
債務者　石綿由美子
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月28日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月28日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０７８号
東京都八王子市高倉町21番地14レクシオ北八王子601号
債務者　溝口　　敦
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月６日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８７号
神奈川県茅ヶ崎市中島807番地７
債務者　川崎　　歩
1　決定年月日時　平成28年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部